

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 4 日

(別紙 関係団体) 御中

こども家庭庁成育局母子保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について（情報提供）

平素より、母子保健行政及び厚生労働行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に出産ができる環境を全国で実現するため、令和 6 年度予算において、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までのタクシー代などの交通費及び出産時の入院前に近隣の宿泊施設で待機するためのホテル代などの宿泊費を助成するための事業を創設し、令和 7 年度も継続して実施いたします。

本日、地方自治体宛に別添 2 のとおり「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」の一部改正について」（令和 7 年 4 月 4 日付こども家庭庁成育局長・厚生労働省医政局長連名通知）を発出しましたので、情報提供いたします。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

(別紙)

公益社団法人	日本医師会
公益社団法人	日本産婦人科医会
公益社団法人	日本産科婦人科学会
公益社団法人	日本看護協会
公益社団法人	日本助産師会
公益社団法人	日本新生児成育医学会
一般社団法人	日本周産期・新生児医学会